

社会福祉法人文京区社会福祉協議会広報紙「文社協だより」広告掲載取扱要綱

平成28年10月21日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が発行する広報紙「文社協だより」への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 掲載できる広告は、区民生活の向上および地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告掲載は、1面及び最終面とする。広告の位置及び規格は別表第1のとおりとし、掲載料は別表第2のとおりとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、原則として1回又は連続6回とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、会長が定める申込み期間内に広報紙「文社協だより」広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号の書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 広告案

(広告の掲載決定等)

第6条 会長は、前条による申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは、次の各号の順位に従って決定する。

- (1) 賛助会員又は特別賛助会員
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (3) 区内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者
- (4) 前三号に掲げるもの以外の者

- 2 前項の規定によっても同一順位の場合は、抽選で決定するものとする。
- 3 第1項の審査にあたり、会長は必要に応じて掲載申込者（以下「広告主」という。）に対し、広告主に関する資料を求めることができる。
- 3 第1項の規定に基づき、広告掲載の決定したときは広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、掲載できないと決定したときは広告掲載不承認通知書（別記様式第3号）により、広告主に通知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、広告原稿を作成し、会長が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

（広告の掲載料の納入）

第7条 広告主は、会長の指定する期日までに、別表第1に定める掲載料を一括して納入するものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、期日を変更することができる。

（広告の掲載料の返還）

第8条 既納の掲載料は返還しない。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、その一部又は全部を還付する。

- 2 前項の規定により還付する掲載料には利子を付さない。

（広告主の責任）

第9条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、協議会又は第三者が権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取消すことができる。

- （1）第2条の規定に反すると認めるとき
- （2）広告主が協議会に広告原稿を提出しなかったとき
- （3）広告主が期日までに掲載料を納入しなかったとき
- （4）その他、会長が特に必要と認めたとき

- 2 前項の規定により掲載の決定を取り消した場合、既納の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の掲載料は返

還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

広告の位置	タブロイド判 1 1 段組のうち下2段
広告の規格 (1 枠あたり)	フルカラー 縦6 cm×横6 cm

備考：複数枠の使用可。

別表第2 (第3条関係)

1 枠あたりの掲載料

掲載料	1 面	最終面
初回	30,000 円	25,000 円
1 回	40,000 円	35,000 円
連続6回	192,000 円	168,000 円

2 コマ連続使用…5,000 円引き

3 コマ連続使用…10,000 円引き

4 コマ連続使用…15,000 円引き

備考：掲載料には消費税を含まない。